

令和 8 年 8 月 28 日（金）14 時 第 1 回公契約審議会 議事要旨

傍聴者 7 名許可を受けて入場。

事務局：議題 1「令和 9 年度労働報酬下限額について」説明

委員：昨年度の第 3 回審議会では、これまで議論してきた課題と、それに対する対応状況や解決の有無を整理した一覧表が作成されていたが、今回の資料には掲載されていない。契約課長の交代に伴う引継ぎの状況も含めて確認したい。

昨年 12 月に施行された改正担い手三法では、技能者不足への対応として賃金引上げや著しく低い労務費の是正が求められている。昨年度の審議会で、熟練労働者・一人親方以外の労働者の労働報酬下限額が軽作業員を基準とされていることが、著しく低い労務費に該当する可能性がある旨を指摘した。他区においても軽作業員を基準とすることの妥当性について検討が進められているが、目黒区においては、軽作業員ではなく普通作業員を基準とすることを提案する。普通作業員を基準とすることで、著しく低い労務費に該当するおそれは低減できると考える。また、建設業では CCUS（建設キャリアアップシステム）の活用が進められており、技能レベルに応じた処遇体系の考え方が示されているが、その中でも軽作業員は基準とされていない。現行の公契約条例では、熟練労働者・一人親方とそれ以外の労働者という二分的な整理となっているが、実際には技能や経験に応じた段階的な区分が存在する。まずは未熟練工の基準を普通作業員へ見直し、将来的には CCUS の考え方を踏まえた技能レベル別の体系についても検討してはどうかと考える。

事務局：前回作成した一覧表を用意しておらず申し訳ないが、未解決の課題としては、軽作業員の 70%ではなく 90%を基準としてはどうかという意見、職種別の労働報酬下限額を設定してはどうかという意見、労働者に対する実態調査やアンケートを実施してはどうかという意見、公契約条例の周知方法に関する意見があった。これらは継続課題であり、現在も審議会において検討を進めている事項である。また、審議会の年 3 回開催、審議会の公開、日中開催への見直しについては、既に対応を実施している。

設計労務単価、労働報酬下限額及び CCUS に基づく技能レベル別賃金の考え方をどのように整合させていくかは難しい課題である。区では設計労務単価を基準に予定価格を積算し、労働報酬下限額についても同単価の職種区分を基に設定しているが、CCUS の職種区分とは必ずしも一致していない。私としても設計労務単価を含む積算に関する知識には限りがあるため、委員の知見も借りながら、今後の在り方について検討していきたい。

なお、先ほど資料をもとに説明したのは、あくまでも昨年度までの取扱いを示したものであるため、今年度の労働報酬下限額の考え方については、本審議会で審議の上、しかるべき結論を導いていただきたい。

委員：委員や区職員の交代により、過去の議論や経過が共有されにくくなることも考えられるため、これまでの審議内容や課題への対応状況を整理した一覧を継続して作成し、書面として残していただきたい。

事務局：課題管理表のような資料については、今後の取組として、審議委員及び事務局の間で共有できるよう整理を進めていきたい。

委員：令和 9 年度の業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額については、条例の目的に対する効果を確保する観点から、令和 9 年度の賃上げ予測率 4.8%を勘案し、引上げを提案する。近隣区の動向を踏まえると、同予測率により試算した場合、世田谷区は 1,687 円、渋谷区は 1,678 円程度となることが見込まれるが、目黒区においても、労働者の確保や処遇改善の観点から、近隣区に見劣りしない水準を目指す必要がある。また、公契約条例を制定している 15 区の今年度の労働報酬下

限額の平均は1,512円であり、同予測率により試算すると1,585円となる。このため、2027年度の労働報酬下限額については、1,585円から1,687円程度の範囲で設定することを提案する。

また、条例の効果をさらに高めるため、人手不足職種における人材確保やサービスの安全性・品質の確保を図るとともに、より多くの労働者の賃金・報酬の改善につなげる観点から、業務委託契約及び指定管理協定における職種別の労働報酬下限額の設定を検討すべきと考える。職種区分や設定基準については、意見書の表1に示した千代田区及び足立区の例や、表2に示した人材確保及び安全品質確保のために必要な労働報酬下限額を参考として設定することを提案する。

事務局：業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額については、公契約条例第7条第2項第2号に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に規定するパートタイム会計年度任用職員の報酬額その他の事情を勘案して定めることとされている。労働報酬下限額の設定に当たっては、特別区人事委員会勧告を踏まえる必要があるが、現時点では勧告が出ていないため、当面はそれを待つ必要がある。次の審議会では、人事委員会勧告を踏まえた事務局案を提示する予定であり、本日の意見も踏まえて改めて議論いただきたい。なお、今年の人事院勧告における国家公務員給与の引上げ率は全国平均で3.51%、東京都最低賃金の引上げ率は4.4%であり、人事委員会勧告においてもこうした状況が考慮されるものと理解している。

職種別労働報酬下限額の設定については、これまでも審議会で議論が行われてきたと認識しているが、設定に当たっては、どの職種を対象とし、どの水準とするかについて合理的な基準が必要である。また、公契約条例の対象となる業務や職種は区によって異なるため、導入する場合は目黒区の実態に即した整理が必要である。給食調理業務委託は、給食調理の実際の作業をされる方がほとんどであり対象職種が明確であるが、建物総合管理業務委託については、多様な業務に従事する職員が対象となることに加え、再委託先等も条例の対象としていることから、対象職種や従事者をどのように把握するかが課題である。また、指定管理協定については、スポーツ施設、特別養護老人ホーム、障害福祉施設、ポニー園など多岐にわたるため、十分な検討が必要である。現時点では、事務局として具体的な制度案を持ち合わせている状況にはない。

委員：労働報酬下限額については、本日提出した意見書の内容を勘案の上、他区の動向やその他の事情も踏まえながら事務局案を作成していただき、第2回審議会で引き続き議論していきたい。

職種別労働報酬下限額については、他区とは異なる部分があるため、更なる議論をしていくべきであり、今後他自治体の事例等について情報提供を行うことも可能である。労働者の処遇改善を図るためには、負担は大きくなるとしても職種別労働報酬下限額を定めることは重要であると考えている。

委員：各委員の意見を踏まえて事務局で素案を作成いただき、第2回審議会でまた議論をしてまいりたい。

事務局：議題2「公契約条例に基づく労働台帳の提出について」事務局から説明

委員：提出された意見書について、使用者側委員から補足説明があれば伺いたい。

委員：特にはない。

委員：要するに、労働台帳の提出を別の方法に改めたいということか。

委員：はい、ぜひお願いしたい。

委員：チェックシート方式への変更については、労働者側に不利益が生じないのであれば問題ないと思う。ただし、労働台帳方式から変更した場合であっても、必要時には法定三帳簿である労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿を区へ提出できるよう義務付

けることが必要である。事業者負担の軽減という観点からも、チェックシート方式へ変更してもよいと考えている。

委員：チェックシート方式への変更については、労働者に不利益が生じないことが前提である。労働者からの申出等があった場合には、区が法定四帳簿の提出を求めて確認できるようにしておく必要がある。労働台帳の提出は事業者の負担が大きいため、必要時に確認できる仕組みが確保されるのであれば、チェックシート方式でも問題ないとする。

委員：労働台帳方式による事務負担の実態と、チェックシート方式へ変更した場合にどの程度負担軽減につながるのかを伺いたい。

委員：他区では受注者のみを提出対象としているケースが多いとのことであるが、その点は認識していなかった。現在のように受注者及び受注関係者を対象とする場合と比べると、受注者のみを対象とする方が事務負担は大きく軽減される。協力会社やメーカーまで対象に含まれることは事業者にとって結構な負担となっている。

事務局：労働台帳については、対象となる事業や事業者を特定する情報に加え、下請事業者や協力会社がある場合にはその情報も記載することとしている。また、従事者ごとの氏名、職種及び労働報酬額等を記載する必要があるため、工事請負契約では職種ごとの単価を記載する。さらに、賃金の内訳について複数の項目ごとに整理した上で、対象となる従事者全員分を作成する必要があるため、事業者の作業負担は大きいと認識している。事務局としても内容の確認には相応の負担を要しており、作成する事業者の負担はさらに大きいものと考えている。

委員：労働者側委員としては、一部のみではなく、全面的にチェックシート方式へ変更して簡略化しても問題ないという考えでよいのか。

委員：事業者及び区の負担はできる限り軽減することが望ましく、その分他の取組に注力できるため、チェックシート方式への変更に異論はない。

委員：目黒区公契約条例第 12 条では、労働者等の氏名、職種及び労働報酬下限額その他区長が定める事項を記載した台帳の作成及び提出が規定されているが、チェックシート方式への変更についてこの条文との関係をどのように整理するか。また、事務の合理化に当たり、紙による提出だけでなくデジタル化についても検討の余地があるのではないのか。

委員：目黒区公契約条例の手引の 26 ページ以降に掲載されている労働台帳を見ると、記載項目も多く、実際にこれを作成している事業者の作成負担は相当大きいと感じる。条例との整理については、他区でチェックシート方式をどのような形で運用しているのかを参考にしながら、本区でもチェックシート方式への見直しを検討してはどうか。

委員：他区を参考にして見直してはどうかという趣旨か。

委員：そのとおりである。

事務局：現行の労働台帳をチェックシート方式に変更するためには、公契約条例第 12 条で台帳の作成及び提出を義務付けていることから、条例改正が必要となる。そのため、労働台帳の提出の見直しを行う場合には、具体的な方式や手法について今後事務局として整理し、案を作成していきたい。また、労働者から下限額以上の労働報酬が支払われていない旨の申出があった場合には、公契約条例の第 15 条、報告等の要求及び立入調査の規定に基づき、必要な報告や資料提出を求めることや、立入調査を実施することが可能である。法定三帳簿又は四帳簿についても、その際に提出を求め、立入調査の対象とすることができると考えているため、適切なチェックを行うための仕組みは、現行の条例の枠組みの中で担保されていると認識している。

委員：何か問題が生じた場合には、条例第 15 条に基づき立入調査や帳簿の提出を求める考えだと理解した。第 12 条に規定する台帳については、現在区が使用している様

式以外を認める余地はないのか。

事務局：労働台帳の様式自体を変更することは考えられるが、現行の様式は労働報酬下限額の遵守状況を確認するために必要な項目を網羅したものである。このため、様式を簡略化するのであれば、現行様式を修正するよりもチェックシート方式へ移行する方が合理的ではないかと考えている。

委員：労働台帳の記載項目に限らず、提出方法等の運用面についても要望があれば、併せて検討してはどうかと考えるが、他に意見はあるか。

委員：他区でも同様の労働台帳を使用しているものと認識していたが、実際にはそうではないことが分かった。このような負担の大きい運用は、事業者の入札参加意欲にも影響を及ぼしかねないことから、早急に見直しを進めるべきと考える。チェックシートについては、他区の様式を参考にしながら必要な項目のみに絞り、労働報酬の未払い等の申出があった場合には個別に調査を行うという運用が適当と考える。

委員：労働台帳の見直しに当たっては、書面による提出だけでなく、電磁的方法による提出についても検討してはどうか。

事務局：具体的な方法については、本日いただいた意見を踏まえながら検討していきたい。

委員：議題2については、本日出された意見を踏まえ、労働台帳の提出の在り方について事務局で検討の上、第2回審議会において改めて議論していく。

委員：以上をもって、第1回目黒区公契約審議会を終了する。